

最高裁秘書第3038号

令和2年12月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

10月19日付け（同月20日受付、第020583号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書として、裁判官の報酬等に関する法律、裁判官の報酬等に関する規則及び一般職の職員の給与に関する法律が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。